



明治十二年購束

塩尻卷之五十七 正徳



徳元祿沙東来の後

乙未三月其の訪分

伊勢山崎木の離宮

法船佛書藏經の教

先考講舊系偈

蔡吉尼

定治の茶

校交

或人等のの尋ねる事

梅州峯相記抄



源氏物語抄論

鹿月法一やまやま抄

鬼子母神の像抄事

佛生云の記

志林本

生島氏の尚書云

平家院の石河泥巻

帝姓の古伝山号巻

伊賀の村を送る事

同廣海天王の事



伊勢に彼熱田春日の言は
祇園と云ふ所の本地
熱田の神交出拂の事

丹羽郡大縣宮神王家
春日界法皇宗在本地傳

長壽寺流傳柱状
弁五祖

三州伊賀村八幡宮
三州松平以上前神

四州下宮底康神主
四州下留村尾取氏の神社

多武峯神像破列名
熱田八級宮

津島社内弘五郎の社
三種の神宝の事

五所の皇子
和州添上郡平川彦神

平川阿波神社
狭岡神社

檜州森吸神
淡州不破郡伊富姫神社

尾州寄本村稻首之神
宮社右左記の事

糸河七条少左市姫の神
檜州信吉郡大位細神社

熱田の言は後見
法社の重篋

糸河鞠の神
感神陰意志大所傳云

神籬乃事
法社神領

津清社法皇の神事
辻社法皇社

大徳寺内天瑞寺
文匣

○ 隱元禪師東來乃後弟福禪寺を創建して大
いふ英傑の風を振るうは是を殿堂の奇製者の在
殿よりくも本魚引磬の音を振るうは明者の誦
經いゝ面白く衣体吳くしてを親つたを所りし
有る緇素一時風を別く好く本宗の法戒を重き事
をいふは此の趣多かりし寛正年間如公派寺の古院
好事の禪子新奇を衒ひて旁觀を強き事有りし
る花雲の老衲未識して啓書を製して凡四派の
禪侶本山の親軀を勉めて他門の法別を振出す
事を戒禁せしむ善友曰く堂持台有るは後々禁止の
旨ありしは此の老宗を本寺の旧観ありて分派是

をちりこよまは祖の所定也未流是是子遠ふ子如方
洞家の福院是社の末徒や、も中流の榮山の風を
うけしお家の習を高くもたあり、鳴呼々々元祥
少の徳を傳きまを節を傳之き男の志をくして徒
少衣袴、冠帽の勇ふ膝き好事の徳をく、勇おを
現して却て世はあきくりに幸しく、衣亦得、もや
夫士庶の世もあも亦大槩を換ま徳の者一併不福
のすこまり、徳もよを世に鄙の人治容を幸しく、ま
戯場の風を好、婦女、娼房のすこを幸しく、福
市井の少、年、い、ま、ま、武門は業も、の、時、節
ふあ、く、い、で、ま、容、く、を、あ、く、い、ま、い、毎、下、の、事、も、や

か、藤、法、心、を、た、り、こ、家、人、を、な、き、く、制、の、中、ま
ま、公、の、道、徳、防、ま、く、く、以、終、り、起、く、剣、術、を、あ、く、い
真、一、帯、て、袂、抱、を、放、ち、馬、を、あ、ふ、の、事、を、あ、く、い
ま、一、帯、ま、い、野、麻、袴、お、撲、か、や、の、儀、を、持、ま
く、一、衣、袂、は、本、流、結、の、間、た、く、く、一、帯、は、馬、籠、を、着、く、
ま、勇、勇、を、あ、く、い、私、家、一、系、は、是、を、信、止、以、凡、を
ま、勇、を、抱、ま、い、を、切、く、人、を、あ、く、い、人、を、あ、く、い、ま
一、公、の、お、き、ま、い、ま、も、た、り、武、事、の、外、に、是、を
あ、く、い、く、以、学、ま、く、く、た、考、の、を、あ、く、い、無、事、を
あ、く、い、武、業、を、あ、く、い、ま、訪、ま、く、い、ま、あ、く、い、ま
く、い、人、風、を、あ、く、い、ま、あ、く、い、ま、あ、く、い、ま

婦女の如くありん武女ふ生てハ名をたかくて
さしつゝの如くまをりたる武士道ハ味せされハ濃
き此ハ古山なきものごとくハ名を武ヲ極むき行要
なりと一書山本をりたる百武人の風儀ハ此ハ書也我
カを省くて男ノ貴くハありし

○ 源氏物語よりハ恋慕の情よりハ浮世の態よりハ言
祭の形よりハ奇らき詞苑の巧も物なりこの
うまきむらも此のすゝけのちせの山の陰もはく
筆ありして古今物歩の至宝とて世々ハ名を極
ハありてこそ世を極むを要自に秘訣傳人
ありてハ名もなしく譲りてハありハ此ハ名を

書於大ニハ浮世の态よりハ恋慕の情よりハ言
祭の形よりハ奇らき詞苑の巧も物なりこの
うまきむらも此のすゝけのちせの山の陰もはく
筆ありして古今物歩の至宝とて世々ハ名を極
ハありてこそ世を極むを要自に秘訣傳人
ありてハ名もなしく譲りてハありハ此ハ名を

等し侍りてりある五十歳の差旅初の花よりき
理を致しおれんや但しを猶縦淫奔耳の
天なきすこい尚帖一条花山の風俗山して今に
を物に侍る所不侍り物より山もかる事のはを
黄してこそ事侍りしん法少破るの事希春
波右忠門の物よりなりと世のすも考くたえ
侍るさひり法にや友の源氏物よりなり侍る
し隠そくも道あり安ゆる妙しくこそ侍る
侍るまじかりて

五十餘事知易事 艷詞空足解人顔
桐壺絶孝烈堂日 烽火忘慈犯王鬢

貞女弄来能变志 大夫看去逐無還
不知覆瓶糊窓壁 唯便曲墳滿世間

○ 園醉去後三月のくれ多保もきしと亦是一
の妻多ふ松尾を芳菲はきく長夜のさる年の戸さ
かへりていふらんさもあたまの法なきまの
未の松山と古云とてきくたむおれ吉山故
のこころいへて情ありあはれ函なき小態をさく詩
侍りて態を遺る未三月盡

三春可恨今花尽 残葉一時烟樹深
唯有暮鐘追落暮 無知陶氏惜分陰
をいへりて春もたよりゆくゆくあふ

○ 或人乃其氏
ういへうは花のかけはくそ大寺
産月とてふ語をてふあり

おもひやうをむむむむの語いへ

月やあゝあやかしむむの歌

予もあゝあやかしむむ

大少て見る社の思ひけそをむむ

ういへうは花のかけはくそ大寺

はく

ちる花をむむむむむむむむむ

おもひやうをむむむむむむむむむ

おもひやう

いそそのもかりしむむむむむむ

花ゆあやかしむむむむむむむむ

○ 或人同伊勢の雑言よりて亦少舞山等乃雑

言よりて亦同しなり 予曰不於此伊勢の雑言は

あついに於此言を祈 亦は法厨とては依式抄に

少舞山房よりて是也 斎王及奉幣供の宿館小

しと具つ神調田祖出を納る言抄に十人司掌一人

鑰取三人 厨如人等其友ををてててててて

少舞の雑言よりてはくそ大寺の雑言は

載し行教初為定信の若者も蒙り 伊勢の時刻山

崎雑言をてててててててててててて

法をいふ世に離るる宿と秘をいふ也

雜言の巻大神遷法以あり有り

○ 日蓮聖人著の鬼子如の像をあるは其の形をく

又極端を執りて是依傳の語像依軌の像と違ひ

鬼子如を天女の白くして著意也亦ハ白着衣指

冠着とすは左足を無き下りて地小

斗りては娘多を抱右手中に吉祥菓を

持とす

○ 仏書の多き法如唐照又蓮子斗り古義亦經典

英法方語諸雜集凡と共九中函候存經是

尺由亦摩山松半と存經目録に在るは八函

あり得る世の八存を念を以てすは有りて
すは其書も多く存經とありて

○ 仏生云々大雄少くありて

洒出九龍天外水 無憂樹下百花前

慈雲眼睿滿沙界 歩に風香捧足蓮

因日先考講三十三 蒼香

青山兮綠水 四様旧看非

杜宇新声曉 柳花幾歲飛

○ 椿を忍の本は淡枝多きありてありて新聚三

代極ハ 槐材ハ 按すは槐ハ五シユとす

槐の音ハイ吳音ハ大なりとハハ音ハイ

○ 或人云盛嘉記に祭吉尼の字ありしがギと訓ず
祭の字々の意ありやと予曰是の字は平徳
と云ふべし

○ 年神といふ月がふすりふ年徳神の事といふ
夫木集の始末の事

らあま川加夜のい〜〜り引つて

今を〜〜の神を以の〜〜ん

あまのその年の穀を〜〜年か〜〜り〜〜民
の事と云

○ 或有同此書志紀生島氏為齒云々〜希有の
高年 百五十五 少を〜〜り〜〜り〜〜り

の始末何と曰著同集の爲齒云々唐の会昌五年
武宗即位五年乙丑 三月卯辛白居の始〜〜是を以〜〜也本始
文粹の爲齒之会源起唐室会昌白氏水石之居
い〜〜也茲國より〜〜法和の法字欠記十九年三月
十乃大納言年名に山野の山庄と法老杖云
と〜〜作しを始〜〜て〜〜云々〜〜り〜〜り〜〜り
江吏部集每類
治長秋等 惟宗孝言の詩に花零履踏三春雪松
老耳傳尚齒風と依する安和二年に在衛大納言粟
田少業〜〜して〜〜と云々〜〜り〜〜り〜〜り
の〜〜り〜〜り〜〜り〜〜り〜〜り〜〜り〜〜り
世より〜〜り〜〜り〜〜り〜〜り〜〜り〜〜り〜〜り

亦幾多をその部を人僭くする考懐い川にさして
かゝらうとて其の地張彭とも一堆の去る備し貴徳
同く鬼魂の名をのこすはきこひ杉柏の去る
を重ぬも然る素梳の着系久しし一拵つ世柄
して凶ぬの遭も天運をのりし事福に終るも其眼
永く開く後さきう白骨の新に曝くを免る事
あふ方存を憐くあふゆを秘し徳く事福を
羨く迷ひよすいをさきの大なる先をんて海客
慎たんハヤもとけりぬしとともかこも恒てぬ也
凡のききすくもとけりぬしとともかこも恒てぬ也
少我く先ぬも垂未顔侵亦懐ぬしとともかこも恒てぬ也

初華顔つまなくこそ作らん並系大徳の言

との中よりいひのやふんさるるあめ

おろくらくはけりい秘をこのはめり

予子知るかあしやあめ

○ 或人問う流の茶は何まの時より初すしと曰尺素往
来より流の當代を系流黄瓶梅尾を此間能嘉
微二体名下五空とゆ五夫人の比より梅尾の茶を
上京とて南代と曰利也亦流院義満云山名氏
流より作く始くは流の里より兼屋を儲くは
とて後七示のふあし

表 兎井 字文字 川下 奥山

船日 珍逸

此中文字文字の轍恩院坊森よ昔求同持堂有し
蕉庵一系里をたふし土佐グモンチを決りて
すふをいひしとき

○ 同平芳院の石函階を製他より西樓後
廊おたつりるの翅屋ふ似たり棟上本の鳳凰
雌雄を漆て居鳳ふ漆て居鳳ふ鳳凰を居
何の事や少く曰是は古帝宮の製しし
様して佛院を造りし者昔樂院の製左木
少細る様需系様のり本をいとおさす

○ 或同系ふ以猿歩たしんをいしんきみさき

棧敷 サシキ 棧の字ハ棚ナリ園木為棧ナリ此舎
棧敷 棧をいふなり在りし

假殿 サシキ 旧事記云サスキと訓たり日本紀 殿ハ宮事
字をいふなり在りし

但假殿の字ハ古一用ひるなり棧敷の字百練

抄 寛弘四年四月 狭敷 ワサキ 此字古事本に
ありしなり

野府記云寛仁二年四月六日巳巳宰相同車

向一條棧敷宅乍車見之云々

○ 或同いし一帝於の古院少多く其ツ滝を掛と
たりたりは亦瓦葺の制なりしなり
抄ハ京極の法事のりり者ト云依禪治中不葺

瓦不立鐘樓云々堀川院法時とあり

○或人歌の本木と云ふ所より

志きし中法蓮の志を之悔の山

松の本陰をきりのむをりりれ

と侍りしいりてあまの志をいりてかためえ侍る事大に

奉ておかし

三輪の山松と云ふの語を聞き分て

君よと云ふ事んや中法蓮の心は

○伊賀國より中法蓮の心をいり侍る事

見ゆ事ゆく事ゆのいり侍る事

志きし中法蓮の志をいり侍る事

○播磨國の宮伊和大神を素盞烏尊才一の皇子

大己貴尊と云ふ位

式曰完栗稻伊和座大名持法禊神社名神内

二宮意田大神と云ふ字年五月天降之少彦名

命延慶年中位

式曰多可根意田神社

酒見大明神坐位老六子位右の大神神英五所の子

尚入彦と云ふ建武年中位

式曰酒見社并蓋式亦而載國帳者

但加茂郡坂合神社

白國大神或説は國佐天皇才一姫宮云々

饒磨那白國神社 式内

生子高御倉陸陽二神と云、二石室爲是也

式、所謂饒磨那高岳神社也

垂水大出神因抄上の言、法子と云、海の出神衣
後出神四座と云、

式曰海神社三座 名神大日以
勅嘗也

日向大明神表を、因中垂石舟智古の浦座と云、

式曰賀古郡日困座天何佐、比名神社

神名帳、百七十餘座と云、

此國 式内ハ尚國五十座 大七座
小四十三座

右に按、海神表記、因抄次亦廣津山の午陸天王乃

るを記曰老僧、元正天皇の天皇、吉備大臣入
唐重武天皇、西冬、帰船、出山の神、ふつ着、の、ふ、ふ、
差、と、あ、波、神、も、あ、は、人、出、身、り、我、を、い、い、一、抄、に
家、進、出、せ、れ、蘇、民、の、為、に、助、り、し、を、こ、人、を、か、り、一、第、一、
西、未、定、唐、船、に、乗、り、こ、り、を、し、た、と、述、る、事、あり、に、云、
別、當、山、に、崇、ま、る、年、法、を、主、也、と、云、凡、此、地、文、字、撰、
し、て、凡、の、事、は、凡、廣、津、天、王、の、説、も、佛、法、抄、の、傳、説、と、
凡、く、し、り、に、云、く、も、は、書、久、和、四、座、の、位、大、小、を、在、身、位、に、
坐、し、附、之、の、事、も、凡、く、人、麻、呂、の、の、を、載、て、曰、明、石、
出、神、海、に、出、て、海、に、入、り、月、を、詠、一、秋、の、子、様、と、云、る、を、
爲、の、説、と、云、る、人、麻、呂、と、云、ふ、事、あり、と、云、

○伊勢の宮司は大中臣家から攝の宮司は太神宮位乃
 二氏より是ハ宮司のまの太神宮位乃 兼田の宮司は一
 尾張氏季兼兼臣は角部の菟氏より鹿島香取は中
 臣氏より大日乃社は大中臣の兼臣神主より
 後勅許の職也宮司神主の任限は公多きより
 森式より神主より亦不禰禰替也
 ありて朝廷の補任より之のこきを神主の大日乃
 社の神主春日の西社の神主木の角は該社右醫を其
 紗を破り侍りたり

○毎年七月七日熱田の神主虫拂也表吉光裏九郎
 龜王源氏一代の名剣也あき丸は悪七名衛宗清の太刀也

熱田の國信上々宗近行平吉家太皇太后の名位を
 兼て道風信理及善家の志位より太政大臣に去
 年 邦君より禮軸ありてにせきより一も他古鏡
 ありて唐のものあり牛王言角木の神寶或は珠玉あり
 兼て志位道風の文字あり珠玉の神寶或は珠玉あり
 日本武尊の神鏡は唐鏡は帯剣の國ありいざ
 人の尊たしん是事也 傳説あり海の写せる佛經あり
 中より日蓮の巻より法苑珠林の帝は金字の七軸初法
 苑の善惡を画りて道宣律沙の序を載し其軍の
 人柱之の姓名あり我國の今侍りて意譯より
 僧の所よりんて日蓮の巻あり其の神鏡也

熱田宮法蓮宮法神變証文

法蓮經一部 唐本文字金泥粉幣 白馬漆象

法鏡一面

法釵一腰 目世蒲萄股寄 甚大り金

法扇一本 古画少のしけ

法神馬一匹 錦毛朱雀 并越三目結

以上

應永六年

三月廿一日

清藤 書判

是田島法蓮宮の證あり日守その等より法蓮經の事唐本ありの分明也亦是本の日本紀あり古物

として文字熱田一々無刺行の書ありは古昼の中は若神の法教ありあり尋常ありは凡そをいふ裏書と云文共三子若永藏田劫十信信の字あり傳十伝長の字あり法あり伝ありあり人初の名ありあり 然那刀釵救首り字ありあり信行後武尊ありあり 口及び古代の樂器木とありあり大方ハ半竹ハ後

○ 祇園と三所の本地垂迹口傳
午降天王本地垂迹佛意ハ天刑星婆利采天女
本地垂迹菩薩八王子本地ハ大知院也 今則為十一面雜 耶云觀音加不空 買索与白衣觀 意而為ハ也

奉施入

午頭天王御正体

勸進沙門勝尊

并縁阿弥陀佛

正安二年壬寅四月十一日

按才小西安ハ後伏見院の年号也壬寅二月

廿四日後二帝院即位の年壬寅十二月廿四日乾元

○鬼官之大帝北帝君也道書出車玄要言集是魏氏の所祀也

光慈菩薩也

○尾州丹羽郡大縣宮二宮也神主命を重松と稱元

本利仁流の菴也有り故有之極難信を辨す

妙尺古藤古澄六の中ニ有之移りしあり其ハ尾張氏

より傳り重松古藤中勢無ハ同郡也田村乃城主

藏田磯正左衛門ト傳之トモ赤池トモ佐花國池田

家ト事仕也

○春日四所法お宗存地傳之云釈釈迦也業業師地地卷

觀觀音文又珠才一粘才二某才三地才四釈多其文

降之智ハ傳りしと才三の地卷ハ三層形幡有り幡

ハ高ク有りて東方の表あり思及根本の像ハ一

是を如地の肉體也と云々此地の立格ハる表示也

○表濟權現也花園表濟ありて山伏の事仕才社也

初め表濟ニ神社の借地ありて其國の人入津の形

才此ハ神の祠立きし一後之ハ彼山伏信州の表

才此ハ信訪の神号なりや其古き神物持し位

て於ては訪りの神をうけし事あり毎に九月九日を
祭日とて亦社の律令をいひて為任者の神をも訪りの
社地を康し市民杜を旅する丸山界の杜女妻
ふりしやあひ舞うるやりも是邦のもはくはるの
かりふれる様風をわづの忍物とするの國風かく
やうしつしといふ信

○ 中華竹を祀る事あり如きり妙をあらはし
大御所北より是よりまきく孕むる事あり別子を生し
く竹をゆき氏よりる死して後足祀を建とてり本
州山嶽の風土は鴨連角舟の女川流まの丹塗の矢よ
やまきく孕むる事あり古事記に似たり唐傳之即の唐州^切を

水濱に大御所の命を祀る事あり久三思其
中ふありとてりて以て姓をまきとてり我國体取
物とてりの説を

○ 三州伊弉村の瑞宮社に七百名毎年八月十日祭
礼勤を的あり神に代り紫田伊弉村とてり同國
の古事記とてり此の法は神に初り松平の山あり

○ 親氏之奥におはる銀の崎地靈の宗の神といひ
法苑の再身ありは松平の山に法鏡の古の神
を祀りし事あり 太神君の法時松平より此地に遷座
社を建たりとてり法苑の法鏡成終の神といひ
古事記に社に百六十二名七津あり祭礼毎年九月十日

是素盞島等の和魂をより不出る國大和郡を在る
八日社と法因傳りて社号日輪の秘有りて其因を
其意の社と意衆神を在るは其須知社社と同傳
と云々武務國男倉郡山被社社同傳也

○海西郡津島年法王の社内は孫を即りて其祠あり
との神家の説は此祠を孫種継存とて為浪里能
古地之の神ありと云按するは城田氏系譜に曰津島
の使入城田孫を此紀西春と姓祖武内大臣を其曾大橋
太郎平貞経の君を相殿とて其祠を建し一毎号
月日を具せ能く其祠は鎌倉初身家の時より津島
の地を降りしうは地之の祠をも傳り其地之の祠といふ

なり孫種継の名古書小見て傳りて孫を即をいや
い川こたしと和訓すも此西春の家ありとのを記す
して其りて附をせしも其りて其祠を孫を即
の祠を其祠とすとのを義なり

○三種の神宝の事八咫鏡を天照太神の正傳其雜の
神剣は素盞島等の和魂の表神聖の曲玉は天照德
身之法出生の智あり其前して孫愛も其正鏡
を継傳りて其後其代皇孫等の和魂の表の是を以て
傳國の事と云ふなり

天照太神真澄神鏡座
素盞島尊仲雜八劍座

忍穗耳尊八尺瓊座

神鏡の宗廟のまじり作きまじり宗湯の熱田の神作
事よりよき事蓋島言日本武尊と法皇迄の事ひある
事より二尊の秘魂の表より事より

○春日若宮を五所の皇子と稱し於此も秘しく
多し神をくくは或傳云皇孫言大主言手力
雄命 押雲命 道合神 右玉燈の左神を多ると
但宗月の法皇禮ハ梯ノ座ニ神鏡を懸きしと云
多し禮こく小麻重の法皇ノ狐狸鬼稚亦性も成る
ア云く云く

○大和國添上郡卒川座太神御子神社三座
活玉依姫命 神武天皇母神

踏鞿姫命 神武天皇太后 是中央神也

大己貴命和魂 踏鞿姫祖神也

○卒川阿波神社 今社終く卒川法子の南一丁
市井又古田墟ありと云

事代主神 踏鞿姫の父神也

○狹岡神社 今狹韓岡社

韓神

曾富理神 是神よりソフリとい
ソノモリといハ勢也

白日神

此ニ神大業の神たり也 以上立市見秘記

○森明神 杜村 杜村

用明天皇を祀ふと云

○ 湯及不砥那伊富岐神社江州板田那伊夫岐の
神社もよ式内本名是因神なり一亦湯州岩野郡
村志基田那伊夫岐國一宮志基田那伊夫岐同し神
を申す也

○ 尾州志基田那伊夫岐國別神と和神の神記に凡そ傳ふ
世俗天道 大中法日子序

○ 夫宮社之火を多むるの事念あり信んて其法を考ふ
一其の也私情も亦よく法を考ふるの事あり一
先自己の身より法を考ふて一切の穢氣を觸る事
なく世に多く利ある事あり其法を考ふる
たし其法も不淨也肉の神舎に法を考ふ神行を考ふ

せん亦少斎するに肉を法くうんきんがたり世俗
伊富岐言する法火の一事にする事あり酒を
飲肉を食ふ酒肉は太神に食ふ色の禁忌中たりた
奇了都て祝ひの事あり一凡そ亦を信じて
穢をうけし肉を戒めて人欲の私あり法に神必
感應あり一竹と利をむらりて一乃の常をいれり
一其法も亦禁忌あり

- 不吊喪
- 不聽言
- 不聞樂
- 不行姦
- 不食魚鳥并葷
- 不飲酒

○ 市姫神

京師七条に社あり延慶十四年七月七日奉祀と金

光孝源起より

是宗像のゆかりとして春日の市にありぬりしとき
九月七日を祭りとす。清和天皇の御女沙比呂生ありて
みす日の餅をて買てきてす。此神の杖節を糸
らきりし。大徳一抄実山槐記三長法師人よりありぬ
為教仁の集ふ

市原の神社といふきこのいふ事

あまのふいもたふちよをのむん

○ 横州位吉郡座井村依細大依細神社を式内四
座名神古社を大邑坐市の孫天八現津彦命を祀り
吾孫氏の祀仁徳天皇は依細屯倉阿弭古と云

是神初皇居は又西河依細彦と因り台吾孫子

村あり或ハ阿孫子と云
松州群談

○ 熱田の意は後身を大つてんとす。是大つての事ハ
世傳の経也

厚田順和名ハ
めはの称と云。き大福と大福従良田生と云

意あり。一丸福田の事佛經の垂きなり

○ 法社と壘篋といふを社政の事として転延

り勅法物の也勅子位よりものありハ
刑キ律に及ぶ。丁酉十一月廿二日

太神家の政一面被始也方三寸。貞觀五年九月

十三年准太神立例豊受宮の政一面並之。事を神

法難より記はる。後世を法政と云。此社の

法政と云。亦一変して十神家の傳授あり

是方亦を登りて是を社中と爲りしに政事と稱し
法体と爲りて其政事の宮社事を脩す所おしめて以て
法体と爲りて官符の政事と稱す 豈秘し藏て再び出さるるもの
ありんや況や土石を盤蓋をくんとや中世を社の中
に神事あるを政事とも神輿ふ入るるを政事と稱し
左を法体と爲りて尾及磐田の五社を根元
板生と稱す神輿を社と爲りて中世を政事と稱し
右を法体と爲りて神輿ふ入るるを政事と稱し
中世を政事と稱し

○ 法神記に云京師中の法門西の洞院より滋野村の
社二社の一は鞠社一は計業社二事仍苑三樹

其形法儀形と事之の文字有る其の上より社名を
あつたに申の目を風出と云々 年始の鞠小申の日
を用ゆと云々

按ずるに中世の社を法神と稱す好事の人は
初より後式内社の社と云々 中世を政事と稱す
と云々 小の政事と云々

○ 感神院慈惠大師の傳に曰天長二年甲戌以感神
院附師蓋此神也素盞島尊在播磨則号廣峰在
尾州則称午頭天王云々

尾州津島午頭天王他表の所見夫より供し東
道より供し津島の社と云々

○ 神籬の事 林氏ト神籬ト云々平野部より安佐の
 俗物なりといひ之をすし神籬の傳の事ニ至終り云
 我國むりし神を勧誘する所ツの第一赤土の
 是を肉陣と稱す時幣を再納してはものも亦も此
 を念もあはし神籬を唱ふるの秘事たりと云々
 是神社に皇の御くはむる往古かゝりなり
 とも是は區伊勢惣田爲の爲肉上者より考へたき
 事ニ該社法四下を納り神輿の事をこもつて熱心
 中古以来有るや其を神籬の法下といひもるき
 後世神社といふありしと云々神籬平惣田社中
 と西宮を法一 船がより納りし事すのこは事を下

の法系は法正傳のより其傳よりや林氏の象小
 赤土を登るの古風也

○ 神領乃事 伊勢神籬 四万五千石 春日社 二万五千石

石清水 六千七百石 加茂上社 二千七百石 加茂下社 五百石

巨吉 二千百石 吉野 千石

凡畿内の神社其神産多し

若抄康島の領 二千石 中流島神籬 五石

強河富士 五千九百石 信忍戸隠上諏訪 各千石

下諏訪 五百石 雲抄大社 五百石 豊州信佐 千石

然該國神領類多し加す

○ 尾西津島社 水世月法彦の神事ありて一社の

必くきり和州三輪の社も是子何々の作らば夫
本集に兼昌のものを載す

あつた立たすくくするやさか

三輪のやうな物もあつた

戸をあらうらう幣物もははるを疫病を祀する
社在六月移して行疫の神君を和し未だの幣
をありもたして是をあらうらう後乃の疫病を
けりよまきふこと

○ 辻社 はや社大んと後乃の業祠の勢大り信實のあ

道のまき乃^木あかけの辻やうな

をのなまきりのぬきをむくらん

公明の事

子孫き世々の業ははま社

こや花すきほむいりる社

○ 東沙大徳寺内を瑞寺と号す秀吉公の御^号大政

系火の地して天瑞寺に即ち号也亦花屋寺永尾公に

歳田信老母也こま徳大徳寺年想見後あり皆危法國

乃人也

○ 或回祓祭を納むる数を文匣よりしりすを^号訓すきり

善云終くは道生八段の十六又文具匣ありしりは徳式を

和貞は文匣八具の字を略するのし文房器具の匣よりし

事なり

皇朝書目
卷之三
圖書部

皇朝書目
卷之三

內閣
文庫

